

9月議会に係る記者会見会議録

平成 30 年 8 月 27 日（月）午前 11 時～
市役所 2 階 第 3 会議室

1. 市長からの発表

本日、9 月議会定例会の招集告示をしました。

本日午前中に議会運営委員会が開催され、9 月 3 日に開会し、28 日までの 26 日間の会期で開催されることになりました。

この 9 月議会定例会には、平成 29 年度一般会計歳入歳出決算など、伊賀市・名張市広域行政事務組合を含め 15 件の決算認定の他、一般会計補正予算をはじめ条例制定など、合わせて 29 議案を提出することとしています。

平成 29 年度の決算概要では、一般会計は、歳入 433 億 1,388 万 6,294 円、歳出 421 億 1,212 万 494 円になります。

一般会計補正予算では、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 4 億 9,026 万 3 千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 460 億 2,230 万 9 千円とするものです。

補正の主なものとして、歳出の総務費では、市が公売により(株)エクセディに売却した旧上野運動公園体育館施設地から基準値の 30 倍の鉛が検出されました。この土地の代替地として上野運動公園テニスコート前駐車場と交換し、その土地の差額分と(株)エクセディが土地取得に係った納税済分との損失補償費に 220 万 8 千円を計上しています。

また、平成 31 年 1 月の本庁舎移転に伴い、上野支所をハイトピア伊賀へ移転することから、市街地での住民サービスを維持するためにも、上野支所へ「まちなかサービスカウンター」を設置し、諸証明発行業務を行うための経費に 22 万 7 千円を計上しています。

他に、伊賀支所及び周辺公共施設が耐震基準を満たしておらず、また、施設の維持管理や運営面で、将来の大きな負担を軽くした公共施設とするため、機能を「ふるさと会館いが」へ集約したいと考えています。会館を複合施設として整備する複合施設実施設計業務委託料 1,593 万 7 千円を計上しています。

続きまして、衛生費では、平成 31 年 9 月を軸に三重県企業庁の RDF 受入停止に伴い、当分の間、可燃ごみ処理を民間委託することとし、RDF 製造施設をごみ中継施設として使用する整備とするため、この設計業務委託料に 540 万円、そして、工事費に 8,294 万 4 千円を計上しています。

次に、6 月 18 日大阪府北部を震源とした地震による小学校プールのブロック塀倒壊事故を受け、公有財産におけるブロック塀等の安全点検を行い、補修、改修等必要な安全対策を講じるための予算を計上しています。主に、伊賀鉄道の新居駅、西大手駅、猪田道駅及び市部駅のブロック塀の改修工事費に 307 万 7 千円、上野南部地区市民センターブロック塀の改修工事費に 374 万 6 千円、市営住宅団地のブロック塀等の調査業務委託経費に 756 万円を計上しています。また、危険なブロック塀等の倒壊による人的被害の防止を図るため、当該ブロック塀等の所有者に対し撤去費用の一部を補助する「ブロック塀等撤去費補助金」を創設するため 150

万円を計上しています。

これらブロック塀等対策関係予算として、全体で 1,763 万円を計上しています。

2. 9月議会提出議案について

平成 30 年第 4 回伊賀市議会（定例会）提出議案概要（予算議案を除く。）

議案 番号	件 名	提案理由及び内容	担当部署
98	伊賀市役所の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	【制定理由及び内容】 市役所本庁舎の移転に伴い、伊賀市役所前掲示場、伊賀市社会福祉事務所及び伊賀市防災用行政無線「こうほういが」の位置を「上野丸之内 116 番地」から「四十九町 3184 番地」に改正を行う条例を制定する。 【改正する条例】 ・伊賀市公告式条例 ・伊賀市社会福祉事務所設置条例 ・伊賀市防災用行政無線の設置及び管理に関する条例 【施行期日】 平成 31 年 1 月 4 日	総務課 医療福祉政策課 総合危機管理課
99	伊賀市支所設置条例の一部改正について	【改正理由】 市役所本庁舎の四十九町への移転に伴い、ハイトピア伊賀の 2 階に上野支所を設置するため改正する。 【改正内容】上野支所の位置を「上野丸之内 116 番地」から「上野丸之内 500 番地」に改める。 【施行期日】 平成 31 年 1 月 4 日	総務課
100	伊賀市災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について	【改正理由】 条文を引用している旅館業法の改正に伴い改正する。 【改正内容】 別表備考中の旅館業法第 2 条に規定する定義を「ホテル営業及び旅館営業」から「旅館・ホテル営業」に改める。 【施行期日】 公布の日	人事課
101	伊賀市駐車場条例の一部改正について	【改正理由】 市役所本庁舎の移転に伴い、市営市庁舎駐車場として規定している市役所前の駐車場を市営上野公園第 2 駐車場及び市営上野公園第 3 駐車場として整理するとともに、各駐車場の供用日等を見直すため改正する。 【改正内容】 「市営市庁舎駐車場」に係る規定を削除し、「市営上野公園第 3 駐車場」を新たに規定するとともに、市営白鳳門駐車	管財課

		場の供用日及び別表の記載内容等を見直す。 【施行期日】 平成 31 年 1 月 4 日	
102	伊賀市印鑑条例の一部改正について	【改正理由】 性同一性障害や性自認に配慮して、総務省から印鑑登録証明書について、性別を記載しない取扱いとしても差し支えないとの通知があり、また、性別にかかわらず多様性を認め合う ALL Y の取組を進めていくため改正する。 【改正内容】 印鑑登録証明書の記載事項から「男女の別」を削除する。 【施行期日】 平成 30 年 12 月 3 日	戸籍住民課
103	伊賀市少子化対策推進委員会条例の一部改正について	【改正理由】 審議する計画等の内容と委員会の名称を一致させ、より分かりやすいものとするため、また、今後の保育所（園）運営のあり方について検討する専門部会を設置するため改正する。 【改正内容】 題名を「伊賀市子ども・子育て会議条例」に変更し、所要の改正を行うほか、「専門部会」の規定を加える。 【施行期日】 平成 30 年 10 月 1 日	保育幼稚園課
104	伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	【改正理由】 条例中で引用している就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことに伴い改正する。 【改正内容】 第 15 条第 1 項第 2 号で引用している就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の条項を「同条第 9 項」から「同条第 11 項」に改める。 【施行期日】 公布の日	保育幼稚園課
105	大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	【改正理由】 大山田福祉センターを指定管理者による管理運営から市の直営とするため改正する。 【改正内容】 指定管理者が行う権限等を市長が行う権限等に改正する。 【施行期日】 平成 31 年 4 月 1 日	大山田支所住民福祉課

106	伊賀市文化財保護条例の一部改正について	【改正理由】 文化財課が行っている文化財保護審議会の庶務の条例上の表記誤りを是正するため改正する。 【改正内容】 文化財保護審議会の庶務を「生涯学習課」から「文化財課」に改める。 【施行期日】 公布の日	文化財課						
107	伊賀焼伝統産業会館条例の一部改正について	【改正理由】 伊賀・信楽古陶館を廃止し、機能を伊賀焼伝統産業会館へ移転するため改正する。 【改正内容】 指定管理者が行う業務に「展示物及び収蔵品の管理に関する業務」を加えるとともに、指定管理者の指定期間を「3年間」から「5年間」に改める。 《廃止する条例》伊賀・信楽古陶館条例 【施行期日】 平成31年4月1日	観光戦略課						
108	財産の無償貸付について	【提案理由】 地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。 【貸付財産】 土地 <table><tr><td>所</td><td>在</td><td>伊賀市比土字三谷 4525 番</td></tr><tr><td>地目及び面積</td><td>山林</td><td>122,644 平方メートル</td></tr></table> 【貸付期間】 平成30年11月1日から5年間	所	在	伊賀市比土字三谷 4525 番	地目及び面積	山林	122,644 平方メートル	青山支所振興課
所	在	伊賀市比土字三谷 4525 番							
地目及び面積	山林	122,644 平方メートル							

3. その他

【主な質疑応答の概要】

（南庁舎整備事業の補正予算について）

記者：市議会議員全員協議会（8/21）では、南庁舎整備事業の補正予算は9月議会で提出するということだったと思いますが、この前の財政課からの説明には、補正予算の中にはまだ入ってなかったと思います。この辺りはどのような取り扱いをしているのでしょうか。

部長：追加議案でとっております。

市長：本日の議会運営委員会の中で追加をさせていただくことを申し上げました。

記者：何故、追加議案なのでしょう。

8月末まで今の基本設計が続いているので、それを受けてという形ですか。

部長：はい。

記者：追加で必ず出すということですか。通りそうですか。

市長：通ってほしいですね。やはり地域の方たち一番の心配事項が、この南庁舎が空になってしまう段階で、そのブランク時間をなるべく少なくし、次の事業展開や事業承継という店舗展開に目途をつけられるような状態へ早くして、賑わいを創らなければならないため、大変注視をされていると思います。

記者：市議会議員全員協議会の中では、従来、議員から壊せという意見もあったと思いますが、そういった意見は、この協議会ではなかったですね。

市長としては、理解が深まっていると思いますか。

市長：どうでしょう。その時の場では、その様な状況でありましたが、新聞記事等を拝見すると、来るべき時には物申すという様なコメントを出しておられる方もおりました。しかし、それまでにやはり我々としても色々理解が深まるような説明もしていかなければならないと思っております。

（議案第 108 号財産の無償貸付について）

記者：議案 108 号の無償貸付ですが、これは民間企業が入ってとおっしゃっていましたが、目的等どのようなことですか。

理事：これは市が持っている山林を今までもそうですが、「企業の森制度」というのがございまして、これを活用して民間に山林整備をお願いしようと考えています。業者は、三重中央開発です。

市長：これは継続です。

部長：これまででもう 10 年間、今年までで 5 年間やっています。

記者：さらに 5 年間延ばすということですか。

部長：そうです。

（議案第 106 号伊賀市文化財保護条例の一部改正について）

記者：続いて 106 号ですが、表記誤りは、これはどういうことで、いつからこのような状態だったのですか。

理事：調べて資料提供でよろしいですか。

記者：説明いただけますか。

理事：はい。

説 明

文化財保護審議会の庶務を以前は「生涯学習課」の「文化財室」が行っていましたが、機構改革に伴い、現在「文化財課」が行っています。しかし、条例上の標記が「生涯学習課」のままとなっていることから誤りを訂正します。

（ブロック塀改修等に関する補正予算について）

記者：地震があった直後、ブロック塀改修等の補助について、市長が「伊賀市でも改修等ができる制度を考える必要がある。」と話されていたと思います。これは実現を急いだということですか。

市長：学校施設においても、よくよく調べれば見掛けはブロック塀ではないものもありました。公共施設については、早急に直していかなければいけないと思います。また、民間の撤去費用に対しての補助金を 150 万円つけました。

しっかりと皆さんに知っていただけたらと思っております。

記者：これはこの前の予算レクの時にも伺いましたが、民間のいわゆる一般の住宅なども対象になるということですか。

市長：道路に面したものです。

記者：今回はとりあえず10件分を想定しているということですか。

市長：とりあえず。必要であれば増やしていかなければいけないと思っています。